

マイナポータルから オンラインで転出届を 提出できるようになりました!!



「マイナポータル」を通じて転出届と転入（転居）予約が可能になりました。
このサービスを利用する方は、転出にあたり浅川町への来庁が不要となります。
毎年3～4月は窓口が混み合い、待ち時間が発生します。ぜひ、サービスをご利用ください。

□申請の際は以下の注意事項等を必ずお読みください

利用できる方

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内の引越しをする方
※利用にあたっては、マイナンバーカードの読み込みができるスマートフォン
またはパソコン等が必要です。
※複数人での異動の場合、同一世帯に属する方であれば、一緒に届出していただく
ことができます。

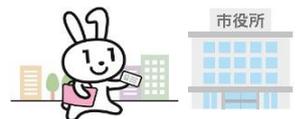
マイナポータルから
オンラインで転出届



必要事項を
入力する



マイナンバーカード
を持って転入先の役所へ



転出手続きの申請期間

新住所に住み始める30日前から住み始めた日以降10日以内
※この期間を過ぎる場合は、サービスを利用できません。窓口へご来庁いただくか、
郵送での転出手続きをお願いします。
※マイナポータルを通じた転出届をした後は、別途、転入先の市区町村窓口で
転入届の手続きが必要です。

浅川町への転入（転居）手続きの申請期間

・新住所に住み始めてから14日以内
・受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
（時間外の受付は、住民課までご相談ください）
※マイナンバーカードを持参し、手続きを行ってください。その際はカードを
職員に提示し「マイナポータルで転出の手続きをした」旨をお伝えください。

手続きの際の注意点

- 新しい住所に住み始めた日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に引越し先の市区町村の窓口で転入の手続きを行ってください。手続きが遅れた場合マイナンバーカードが失効し、再度窓口で転出の手続きを行っていただくようになります。
- オンラインで転出手続きを終えても、転出元市区町村での処理が完了していない場合、転入手続きは行えません。転出処理が完了していることを確認してからの来庁をお願い致します。（メールアドレスの登録をしている場合、転出処理が完了するとメールが届きます）
- マイナポータル上で申請者への確認事項や連絡事項を記載している場合がございます。適宜確認していただきますようお願いいたします。
- 申請内容等によっては、オンラインでの申請が受け付けられない場合があります。その際には、窓口に来庁し、お手続きをお願いします。